



期間満了及び非自発的理由による離職者を雇用される事業主の皆様へ



八戸市離職者雇用奨励金のご案内

八戸市では、市内に居住する期間満了及び企業整理等非自発的理由による離職者を、常用労働者として雇用した事業主の皆様には奨励金を交付していますので、積極的にご活用ください。

交付の対象となる事業主

次の①～⑤の要件をすべて満たした事業主に対して交付されます。

- ①雇用保険適用事業の事業主であること。
 - ②八戸市内に事業所を有していること。
 - ③交付対象となる労働者を令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に常用労働者として雇用すること。
 - ④納付すべき市税を滞納していないこと。
 - ⑤交付対象となる労働者を雇用する前6か月以内に、事業主の都合で従業員を解雇していないこと。
- ※常用労働者…雇用保険被保険者区分が1であり、かつ週の勤務時間が30時間以上の方

奨励金の交付額（月額）

交付の対象となる労働者1人につき、月額10,000円

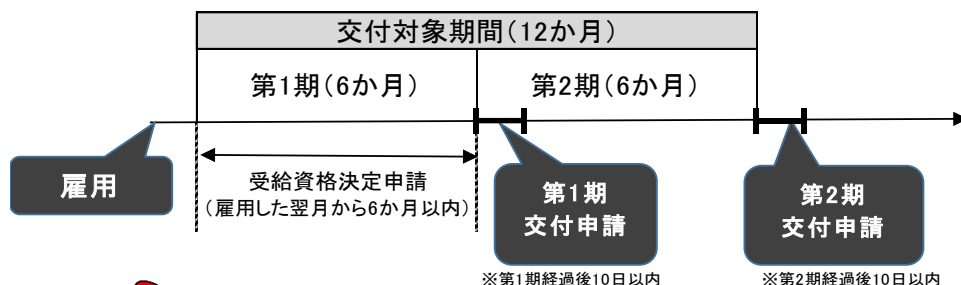
交付の対象となる労働者

市内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方。

- ・契約期間満了等による離職者（18歳以上64歳以下）
- ・非自発的理由による離職者（18歳以上64歳以下）

奨励金の交付対象期間

- ・交付対象となる労働者を雇用した翌月から起算して12か月まで（離職した場合は離職した月まで）です。
- ・12か月のうち、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期とし、勤務日数が16日以上である月について交付します。※ただし、第1期中に離職したときは、奨励金の対象外となります。



詳しくは…

八戸市 離職者雇用奨励金

検索



【お問い合わせ先】

八戸市 商工労働まちづくり部 産業労政課(別館5階)

TEL : 43-9038 (直通) FAX : 43-2146

E-mail : sangyo@city.hachinohe.aomori.jp

奨励金交付までの流れ

1. 期間満了及び非自発的理由による離職者を雇用

雇用した翌月から6か月以内

2. 産業労政課へ受給資格決定申請書等を提出

【提出書類】

- ・ 受給資格決定申請書
- ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・ 期間満了及び非自発的理由による離職を証明できるもの
(雇用保険被保険者喪失確認通知書、もしくは離職票等の写し)
- ・ 雇用条件通知書の写し又はこれに代わるもの
- ・ その他市長が必要と認めたもの

3. 書類審査後、通知書が送付される

雇用した翌月から起算して6か月(第1期)経過後10日以内

4. 産業労政課へ交付決定申請書等を提出

受給資格が決定された労働者の勤務状況を交付申請書等により報告する。

【提出書類】

- ・ 交付申請(実績報告)書
- ・ 交付対象月分の勤務日数を証明するもの(勤務簿、タイムカードの写し等)
- ・ 対象労働者が離職した場合は、雇用保険被保険者喪失確認通知書の写し
- ・ その他市長が必要と認めたもの

※離職した場合の交付対象期間は離職月まで

※雇用後6か月以内(第1期中)に離職した場合は交付対象外。

※年次有給休暇を含む勤務日数が15日以下の月については、交付対象外。

5. 書類審査後、通知書が送付される

通知書と所定の請求書が送付されたら、請求書に必要事項を記入し、交付決定日から10日以内に産業労政課へ提出する。

6. 請求書提出から約2週間で指定の口座へ奨励金が振り込まれる

※第1期の次の6ヶ月(第2期)経過後も、「奨励金交付までの流れ4~6」と同様の手続きとなります。